

公益信託「エコーいばらき」環境保全基金  
 受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社 御

**記入見本**

**助成金給付申請書**

1. 申請者	フリガナ <b>イバラキカンキョウホゴカツドウカイイーピーエーエム</b>	団体印	
	申請者名 <b>茨城環境保護活動会EPAM</b>		
	<input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	代表者名 <b>代表 いばらき太郎</b>		
	〒 ●●●●-●●●●	TEL <b>029 ( 123 ) 4568</b>	
	住所 <b>茨城県水戸市宮町●丁目●番●号</b>		
	団体設立 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和( <b>29</b> )年設立、設立後( <b>4</b> )年		
団体のHP (ある場合) <b>https://www.ibaraki012.jp</b>			
2. 日中の連絡先	フリガナ <b>ミト イチロウ</b>	TEL	
	担当者名 <b>会計幹事 みと一郎</b>	<b>080 (123) 4568</b>	
	メールアドレス <b>ibaraki012@iba.jp</b>		
3. 対象事業	右の該当番号をひとつ記入 <b>③</b>	①茨城県内における環境の保全活動 ②環境の保全活動を促進するための調査研究 ③環境の保全活動の普及啓発 ④災害復旧・復興支援にかかわる活動	
	4. 事業内容 (100字以内、別紙添付不可) <b>1. 希少動植物の生息域調査と保護看板設置 2. 県内の他任意団体等との合同協議会開催 (WEB開催同時配信) 3. 県市町村への保護地区指定要請 4. HPやSNSでの発信、学校のSDGs教育への講師派遣</b>		
5. 助成理由を希望	<b>茨城県には希少動植物や固有種が多く生息している。これらの保全のためには、生息域保護の草の根活動に加え、県市町村に対する保護地区指定等の要請等、官民を超えた連携が必要である。さらに、世代を超えた環境保全の意識向上のために、県内の他団体等との合同協議会開催による地域を超えた活動拡大、HPやSNSでの情報発信、学校等への講師派遣を行い、今何をなすべきかを「考え」「行動」し「発信」する啓蒙活動を推進したい。</b>		

6. 申請内容

助成申請額	(2ページ目<A>を転記)	総事業費	(2ページ目<B>を転記)
	<b>100,000</b> 円		<b>190,000</b> 円

## 7.資金計画

### ①事業原資（収入）

項目	金額（円）
「エコーいばらき」 環境保全基金申請額 <A>	100,000
他助成金（●●助成基金）	70,000
自己資金（寄附等）	20,000
収入合計	190,000

← 1ページ目「助成申請額」

#### ご注意！

合計の計算は合っていますか？収入合計は支出合計と一致していますか？

### ②資金使途（支出）

項目	金額（円）	内容
研究図書購入	20,000	レッドデータブック等(別紙)
保護掲示板材料	80,000	明細別紙
WEBカメラ購入	30,000	パンフレット添付
活動広報誌印刷費用	30,000	
啓発ポスター印刷費用	30,000	
支出合計（総事業費）<B>	190,000	← 1ページ目「総事業費」

ご注意！ 合計の計算は合っていますか？ 支出合計は収入合計と一致していますか？

## 8.申請団体等の活動概要、実績、または個人の略歴

平成29年以降毎年 レッドデータブック掲載動植物の生息域定点調査  
 平成30年 茨城県への保護地域指定要請  
 令和1年 ●●小学校におけるSDGs授業への講師派遣  
 令和2年 県内10団体での合同協議会「いばらき自然サミット」を開催  
 令和1年以降 活動状況をHPで随時発信

## 9.当基金からの助成履歴

令和1年 50,000円

- 申請者は、この申請書および添付した資料に記載されている事項は、助成金の支給対象者の選考等、当公益信託の運営に必要な範囲で、当公益信託の運営委員・信託管理人・委託者が取得・利用すること、また、支給が決定した場合は、団体の名称、氏名、所属、研究テーマ等の情報が主務官庁へ提供される他、一般に公開されることについて、同意のうえ応募します。
- 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、申請者の個人情報を、公益信託業務を遂行するために必要な範囲内に限定して利用致しません。